

第 5 次太子町総合計画（後期基本計画）【策定方針】（案）

1 計画策定の趣旨

総合計画は、まちが目指す将来像（都市像）とそれを具体化する基本方針等を定めるまちづくりの根幹となる計画で、住民と行政との共通の指針となるものであり、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間の計画期間とする第 5 次総合計画においては、将来都市像「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和の町“たいし”」を実現するため、「こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり」、「支え合い、安心して暮らせるまちづくり」、「活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり」、「豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり」、「みんなで歩む協働のまちづくり」の 5 つを基本目標に位置づけ、施策・事業を実施してきた。引き続き進行する人口減少や少子高齢化に適応するまちづくりの推進が求められるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みや Society5.0 の推進、働き方改革、女性活躍社会の推進など、新たな課題に対し、的確に対応する必要がある。

また、現基本計画は、社会経済情勢の変化を捉えた施策の推進が円滑に図られるよう基本計画の期間を前期、後期のそれぞれ 5 年間としており、前期基本計画の期間計画が令和 2 年度末となっていることから、新たに令和 3 年度から 5 年間の計画期間とする後期基本計画を策定するものである。

2 計画の構成

(1) 基本構想

まちづくりに取り組むための基本的な考え方や本町が目指す将来像、基本理念と目標などを示すもので、10 年間の計画期間である。

(2) 基本計画[後期基本計画策定]

基本構想に沿って、10 年間に取り組むべき施策を総合的、体系的に示すものである。なお、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応できるよう、中間年次において計画を検証し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 実施計画[後期基本計画に基づき改定]

基本計画に沿って、具体的な事業を定めるもので、3 年間の計画期間とし、毎年見直し（ローリング方式）を実施する。

3 総合戦略との一体化

総合戦略は人口減少抑制や町の活性化を最重要課題と位置付け持続可能なまちづくりを目指すもので、総合計画の目指す目標と密接に関係していることから、第5次総合計画と第1期総合戦略については整合を図り策定している。計画期間は平成27年度から令和元年度としている。

総合戦略は切れ目なく策定することが必要であるが、令和3年度からの総合計画後期基本計画の策定については、第1期総合戦略の策定と同様の考えから総合戦略の計画期間を1年間延長し、令和2年度までの計画とすることで総合計画後期基本計画と第2期総合戦略の計画期間を一致させるとともに、総合計画基本目標に掲げる施策を総合戦略の施策に位置付けるなどの方法により総合計画と総合戦略の一体化を図ることとする。

4 計画期間

(第5次総合計画)

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
基本構想	第 5 次 総 合 計 画	基本構想										
基本計画		前期基本計画					後期基本計画					
実施計画		実施					実施計画					
		ローリング方式により毎年改定										

(まち・ひと・しごと地方創生)

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総合戦略	第1期計画					第2期計画					

5 基本方針

(1)策定の視点

①第5次総合計画後期基本計画（基本構想・まちづくりの目標に基づく計画）

後期基本計画は、第5次太子町総合計画基本構想に掲げた将来都市像、基本理念などに従い策定する。

[基本理念] 『人と自然と歴史が交流し 未来へなぐ“和のまち”たいし』

[まちづくりの目標]

『こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり』

『支え合い、安心して暮らせるまちづくり』

『活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり』

『豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり』

『みんなで歩む協働のまちづくり』

②第2期まち・ひと・しごと総合戦略

国及び大阪府の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、国際社会におけるSDGs（持続可能な開発目標）も視野に入れ、実効性のある重要施策を取りまとめ策定する。

③社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画

社会経済情勢や住民ニーズが大きく変化する中で、時代の潮流や取り巻く環境、多様化する考え方などを的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応できる計画とする。

④住民にとって分かりやすい計画

誰もが分かりやすく、親しみやすい計画とするため、記述内容、構成、表現方法などを工夫するとともに、可能な限り指標の明確化や目標の数値化を図る。

(2)具体的な取組

①前期基本計画の分析

前期基本計画の進捗状況の把握、課題の把握、少子高齢化への対応など前期基本計画の期間中に生じた諸課題を検証する。

②将来における行政需要の想定

将来予想される課題、新たな行政需要を可能な限り想定し、それに対応する施策及び事業を計画に取り入れる。

③総合的な視点の確保

他分野における施策及び事業が一体となり、総合的な行政需要が発揮できる計画をめざして、個別の施策や事業相互の関連性を十分に検討し、有機的に連携できるようにする。

④実効性と実現性の確保

厳しい財政状況ではあるものの、的確な財政見通しの下に、施策や事業の実効性が高く、実現かつ持続可能な計画となるよう、適正な指標及び数値目標を設定する。

⑤上位計画等との整合性

国、府等の上位計画との整合性に留意するとともに、第5次太子町総合計画が、町の最上位計画であることから、庁内において策定された各種個別計画等との整合性を図る。

⑥住民協働による取組

後期基本計画が、住民に理解されるとともに、計画の実現性をより高めるため、住民アンケートの実施など、広く住民の意見を取り入れる機会を設け、住民協働による計画策定に取り組む。

⑦情報の公開

広報太子、町ホームページ等を利用し、進捗状況について、適時公開する。

6 推進体制等

(1) 町長の諮問機関

○総合計画審議会

町長の「諮問」に応じて総合計画に関する事項について調査及び審議を行い、町長への「答申」を行う。また総合戦略策定と一体化を図るため、前期基本計画策定時における委員構成に、新たに「産業部門（富田林商工会太子支部）」、「金融部門・労働部門（大阪南農業協同組合）の各部門による委員を追加する。

(2) 庁内組織

○総合計画策定委員会

策定委員会は、副町長を会長とし、教育長及び部長級の職員を委員として構成する。策定委員会は、基本計画（素案）を審議し最終決定機関とする。

○策定部会

策定部会は、策定部会長及び策定部会員で組織し、課長級の職員で構成する。策定部会は、基本計画（素案）の作成を行う。

- 1 分野別（素案）の作成に関する事。
- 2 その他素案の作成に関する事。

(3) 住民参加（住民協働）

計画策定にあたっては、各年代層の住民、各団体等に働きかけ、十分な住民参画を図る。

- 1 住民公募委員の起用（総合計画審議会）
- 2 住民アンケート調査
- 3 パブリックコメント実施
- 4 その他、参画の機会を可能な限り設ける。

(4) 職員参加

策定部会を含め職員の専門知識と創意工夫を計画に生かすとともに、横断的な施策展開が図れる計画とする。

(5) 町議会

策定の進捗状況に合わせ、町議会に報告又は説明し、意見や助言を受ける。

7 策定スケジュール

月	議 会	審議会	策定委員会	策定部会
5月				
6月		委員委嘱 (公募含む)		
7月	議会説明 策定方針、スケジュール	第1回【諮問】 策定方針、スケジュール、 アンケート(案)	第1回 委員構成、策定方針、 スケジュール	
8月		住民アンケート調査		
9月			基本計画・総合戦略(評価)	
10月	議会説明 アンケート結果、評価	第2回 アンケート結果、評価 基本計画(素案)審議	第2回 アンケート結果、評価 基本計画(素案)説明	
11月		意見照会	第3回	随 時
12月	議会説明 基本計画(案)報告	第3回 基本計画(案)確定	第3回 基本計画(案)報告	
1月		パブリックコメント		
2月			第4回 基本計画(確定)	
3月	議会説明 基本計画報告	第4回【答申】 基本計画(確定)		

